**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第401号）**

**〔　教職員の職務としての行政文書公開請求書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年６月28日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和３年12月27日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

これまでに大阪府公立学校の教職員が職務としておこなった行政文書公開請求の内容がわかるもの全て

　２　令和４年１月11日、実施機関は、審査請求人に対し、以下の事項について補正を求めた。

　　（補正を要する事項）

（１）「これまでに」の部分について期間を特定してください。

（２）「大阪府公立学校」の部分について、対象とする学校は大阪府内のすべての公立学校を指すのか、大阪府立学校を指すのか明確にしてください。

　３　同月12日、審査請求人は、上記２の補正の求めに対して、以下のとおり、申出を行った。

　（１）「これまでに」とは、「大阪府情報公開条例の施行以降、請求日までに」である。

（２）「大阪府公立学校」以降については、「大阪府内の公立学校教職員が、大阪府教育委員会に対して職務としておこなった行政文書公開請求」という趣旨である。

　４　同年２月３日、実施機関は、上記行政文書公開請求に対し、「本件請求に係る行政文書を取得又は作成しておらず、管理していないため。」という理由を付して、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　５　同月16日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　適切な文書を公開すること。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　１　審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　　　請求文書について、少なくとも府立○○高校の「○○」および府立○○高校の「○○」においては授業で行政文書公開請求を実施しているのであるから、不存在は虚偽である。よって、適切な文書を公開すること。

　２　反論書における主張

　　　別添の通り、府立○○高校に勤務する審査請求人あてに令和４年４月15日付けで非公開決定通知が発出され、「○○」を授業として行うにあたって職務として実施した行政文書公開請求に対する通知を受け取っているため、弁明書の内容は虚偽である。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

　２　弁明の理由

審査請求人は「これまでに大阪府公立学校の教職員が職務としておこなった行政文書公開請求の内容がわかるもの全て」の公開を求めており、実施機関より行った補正通知に対して、「『これまでに』とは、『大阪府情報公開条例の施行以降、請求日までに』とのことである。『大阪府公立学校』以降については、『大阪府内の公立学校教職員が、大阪府教育委員会に対しておこなった行政文書公開請求』という趣旨である。」と回答している。

この点、実施機関は上記の回答を踏まえ文書の存否について調査を行ったものであるが、審査請求人のいう「大阪府公立学校の教職員が職務としておこなった行政文書公開請求」は確認されていない。従って、当該請求に係る文書は作成、取得しておらず、管理していないとして、不存在としたものである。

　３　結論

　　　以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　（１）審査請求人は、府立○○高校の「○○」及び府立○○高校の「○○」においては、授業で行政文書公開請求を実施していると主張する。

　　　　仮にこのような授業が行われたとしても、当然に大阪府内の公立学校教職員が、大阪府教育委員会に対して職務として行った行政文書公開請求が存在することの根拠となるものではない。

　（２）また、審査請求人は、府立○○高校に勤務する審査請求人あてに令和４年４月15日付けで非公開決定通知が発出され、「○○」を授業として行うにあたって職務として実施した行政文書公開請求に対する通知を受け取っていると主張する。

当審査会において実施機関に確認したところ、当該非公開決定通知に係る請求は、授業において生徒が作成した行政文書公開請求を、授業を担当する教職員が取りまとめて行政文書公開請求をしたものであった、とのことである。このような請求が、当然に、大阪府内の公立学校教職員が、大阪府教育委員会に対して、「職務として」行った行政文書公開請求であるということはできない。

　　　　すなわち、職務に関連する情報に該当するか否かは、本件請求の対象となっている行政文書（行政文書公開請求書）が、例えば、職務命令に基づいて作成されたものであると認められるような場合には、職務に関連する情報として公開も検討すべきであるが、これに該当すると判断できない場合は、公務員の一私人としての行為であると評価するのが相当である。

本件請求で対象となっているのは、「これまでに大阪府公立学校の教職員が職務としておこなった行政文書公開請求の内容がわかるもの全て」であり、行政文書公開請求において、その内容からは、職務命令に基づいて作成されたものであるか否かを判別できず、審査請求人が主張する行政文書公開請求についても同様であり、実施機関が、同請求を本件請求の対象としなかったことは不合理ではない。

　　　　また、実施機関は、補正に対する審査請求人の申出を踏まえて対象文書を探索し、その存在を確認できなかったとのことであるから、本件請求に係る文書が存在しないことは不合理ではない。

　３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子